

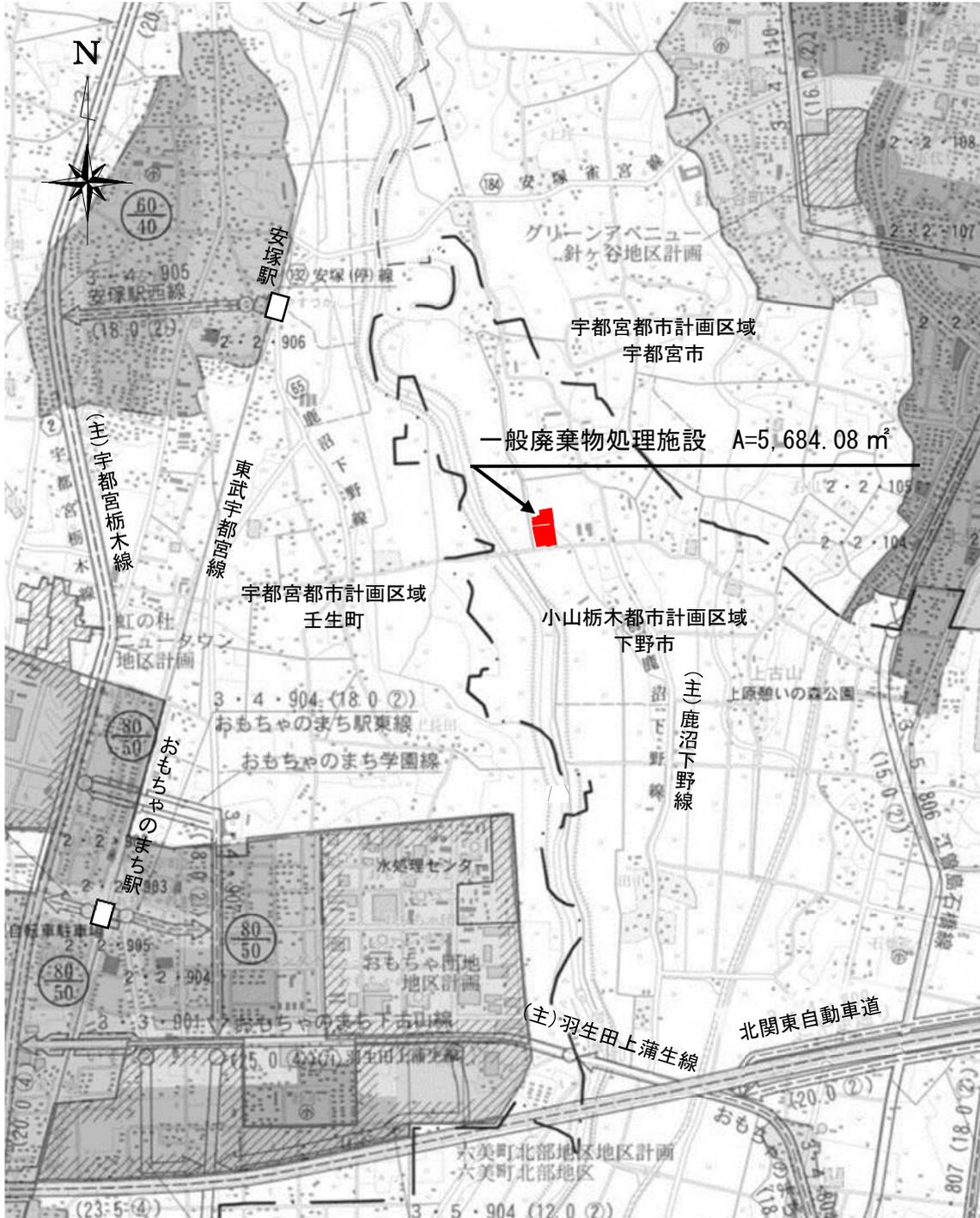
議案第2号

小山栃木都市計画区域内に設置する一般廃棄物処理施設  
の敷地の位置について

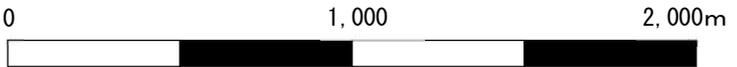
(下野市決定)

位置図

小山栃木都市計画区域内に設置する一般廃棄物処理施設の敷地の位置について



【凡例】  
都市計画区域界 — — — — —



## 議案第2号

### 小山栃木都市計画区域内に設置する一般廃棄物処理施設の敷地の位置について(下野市)

#### 付 議 理 由

事業者が設置する一般廃棄物処理施設の敷地を拡張する場合には、建築基準法第51条ただし書の許可が必要になることから、市都市計画審議会に付議する。

#### 建築基準法第51条ただし書について

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設<sup>※1</sup>の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

#### ※1（位置の制限を受ける処理施設）

建築基準法施行令第130条の2の2 法第51条本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設  
(廃棄物処理法施行令で定める規模の基準)

第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5 t以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2 m<sup>2</sup>以上）のごみ処理施設とする。

第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

八の二 第2条第二号（木くず）に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又ははがれき類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5 tを超えるもの

⇒廃棄物処理法施行令に定める処理能力を超えており、建築基準法施行令で定める処理施設に該当するため、平成22年に許可を取得している。

既存許可施設の敷地拡張は、敷地の位置の変更に該当するため、再度の許可が必要となる。

# 小山栃木都市計画区域内に設置する一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

## 1 位置図



## 2 施設の概要

本施設は平成22年に許可を取得し、中間処理施設として一般廃棄物(木くず、草等)の破碎処理を行っている。

今回は業務の効率化を図るため敷地を拡張し、「事務所」及び機材を格納する「倉庫」、仕分け作業を行う「工場」を増築するものであり、処理能力に変更はない。



## 3 施設配置図

